



福岡医発第 34 号 (地)
平成 30 年 4 月 3 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズに係る療養費の支給について

今般、平成 30 年 4 月に改定が予定されている「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等」の中に、スティーヴンス・ジョンソン症候群及び中毒性表皮壊死症の眼後遺症への治療として、輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズ（以下、「治療用コンタクトレンズ」）を用いた治療法が追加されることを踏まえ、既存の眼鏡、コンタクトレンズを用いても十分な視力が得られない上記疾病患者に対し、保険医の指示に基づき作成された治療用コンタクトレンズについては、新たな技術として中央社会保険医療協議会において、療養費の支給対象とすることが承認された旨、日本医師会より通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 白石恒明

平成 3 0 年 3 月 2 8 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズに係る療養費の支給について

輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズ（以下「治療用コンタクトレンズ」）につきましてはスティーヴンス・ジョンソン症候群及び中毒性表皮壊死症の眼後遺症への治療として、治療用コンタクトレンズを用いた治療法が、平成 3 0 年 4 月に改定が予定されている「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等」の中に追加されることを踏まえ、既存の眼鏡、コンタクトレンズを用いても十分な視力が得られない患者に対し、保険医の指示に基づき作成された治療用コンタクトレンズについては、新たな技術として中央社会保険医療協議会において、療養費の支給対象とすることが承認されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

[添付資料]

- ・ 輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズに係る療養費の支給について
(平 30. 3. 23 保発 0323 第 1 号 厚生労働省保険局長)
- ・ 輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズに係る療養費の支給における留意事項について
(平 30. 3. 23 保発 0323 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)

保 発 0 3 2 3 第 1 号
平成 3 0 年 3 月 2 3 日

都 道 府 県 知 事
地 方 厚 生 （ 支 ） 局 長

」 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
（ 公 印 省 略 ）

輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズに係る療養費の支給について

標記については、今般、中央社会保険医療協議会において、新たな技術として保険適用（療養費として支給）することが承認されたことから、輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズに係る療養費の取扱いを下記のとおりとするので、関係者に対し周知を図るとともに、その実施に遺憾のないよう御配慮願いたい。

記

1 支給対象

スティーヴンス・ジョンソン症候群及び中毒性表皮壊死症の眼後遺症において既存の眼鏡、コンタクトレンズを用いても十分な視力が得られない患者に対する視力補正及び自覚症状の緩和を使用目的又は効果として医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づき承認され、保険医の指示に基づき作成された輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズについて、療養費の支給対象とすること。

2 適用年月日

本通知による取扱いは、平成 30 年 4 月 1 日から適用すること。

保医発0323第1号

平成30年3月23日

地方厚生（支）局医療課長	}	殿
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）長		

厚生労働省保険局医療課長

（公印省略）

輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズに係る
療養費の支給における留意事項について

輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズ（以下「治療用コンタクトレンズ」という。）に係る療養費の支給については、「輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズに係る療養費の支給について」（平成30年3月23日保発0323第1号）により通知されたところであるが、支給に当たっての留意事項は下記のとおりであるので、周知を図らるたい。

記

1 支給対象となる疾病

スティーヴンス・ジョンソン症候群及び中毒性表皮壊死症の眼後遺症

2 耐用年数

治療用コンタクトレンズは、5年程度の使用は可能であることから、前回の購入後5年経過後に再度購入された場合は、療養費として支給して差し支えない。

なお、耐用年数は、通常の装着等状態における予想年数であり、療養費の支給を受けた者の状況等によっては、その実耐用年数には長短が予想されるものであること。また、災害等本人の責任に拠らない事情で亡失・毀損し再度購入された場合は、療養費として支給して差し支えない。

3 支給申請費用

治療用コンタクトレンズについて療養費として支給する額は、1枚あたり158,000円を上限とし、治療用コンタクトレンズの購入に要した費用の範囲内とすること。

4 支給申請手続

療養費の支給申請書には、次の書類を添付させ、治療用として必要がある旨を確認した上で、適正な療養費の支給に努められたいこと。

- (1) 治療用コンタクトレンズを購入した際の領収書又は費用の額を証する書類
- (2) 療養担当に当たる保険医の治療用コンタクトレンズの作成指示書等の写し（備考として疾病名が記載された処方箋の写し等支給対象となる疾病のため指示したことが確認できるもの）